

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回定例会	6 月 12 日	開 会
	6 月 18 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 6 月 14 日（木曜日）

第 4 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成30年6月14日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦 清 隆 君
総務課長兼 危機管理課長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	佐 藤 正 文 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
総 合 支 所 長	佐久間 三津也 君
上下水道事業所長	阿 部 修 治 君
南三陸病院事務長	佐 藤 和 則 君
総務課長補佐兼 総務法令係長	岩 淵 武 久 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦 勝 美 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	高 橋 一 清 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	千 葉 啓 君

事務局職員出席者

事務局 長 三浦 浩
総務係 長 小野 寛和
兼 議事調査係 長

議事日程 第3号

平成30年6月14日(木曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 陳情 2の1 「災害公営住宅(復興公営住宅)」家賃軽減ならびに被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情書
 - 第 4 陳情 4の1 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
 - 第 5 議案第82号 南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて
 - 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 8 報告第 1号 平成29年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 9 報告第 2号 平成29年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第10 報告第 3号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第11 報告第 4号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第12 報告第 5号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第13 報告第 6号 平成29年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 3 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。連日ご苦労さまでございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番今野雄紀君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告5番、高橋兼次君。質問件名1、教育環境整備について。2、全国豊かな海づくり大会について。以上2件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。10番高橋兼次君。

〔10番 高橋兼次君 登壇〕

○10番（高橋兼次君） おはようございます。10番高橋でございます。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

質問事項につきましては、教育環境整備についてでありまして、質問の相手といたしまして、町長、そして教育長。

質問の要旨でございますが、1つ目に教職員の多忙化と教育現場の課題解決に向けた取り組みはということでありまして、本町が現在取り組んでいる内容についてであります。2つ目に、コミュニティースクール導入の考えはということでありまして、現在当町でも準備段階であるようでございます。この進捗と本格導入に向けての考え方をお聞きしたいと思います。3つ目、新しく教科となりました道徳についての今後の指導方針をお伺いします。最後に、災害時の教職員の役割と地域連携はということございまして、以上4点を登壇での質問と

させていただきますが、教育行政、大変難しく奥深いものがあります。私の持ち得る知識をもとにこれからの質問を進めていきたいと思っておりますので、このことをご理解の上ご答弁いただければ幸いですと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） では、高橋兼次議員の1件目のご質問、教育環境整備についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問、教職員の多忙化対策と、教育現場の課題解決に向けた取り組みについてお答えいたします。

今日、道徳の教科化や生徒指導、震災後の新たな教育的対応などにより教職員は多忙を極めております。これは町内に限ったことではなく、全国的な課題となっております。

町の教育委員会としましては、多忙化の解消に向けてさまざまな取り組みを進めているところであります。各学校へ支援員を配置したり、学級担任以外の教職員を多く配置したりすることで、特定の教員に負担がかかり過ぎないようにしております。あわせて、学級担任以外の教員が理科や体育などを担当し、小学校でも担任に空き時間をつくるなどして教職員の負担軽減に努めております。

また、中学校の部活動に対して、国や県の部活動指導ガイドラインに基づいた部活動の休養日の設定や、外部部活動指導員の配置を進めております。教職員が、明るく前向きに児童生徒に向き合える教育環境を整備することは、教育委員会の大きな役割であると認識しております。教職員が生き生きと楽しく業務に取り組めるよう、教職員の多忙化の解消にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、2点目のご質問、コミュニティースクールの導入の考え方についてをお答えいたします。

議員ご承知のとおり、コミュニティースクールとは教職員、保護者、地域住民などからなる学校運営協議会を設置している学校を指します。現在、南三陸町では、入谷小学校が次年度から、平成31年度からの本格実施を目指してさまざまなことに取り組んでいるところであります。今年度の取り組みは、講演会や地域との連携を密にしながら、推進員を中心として目指すコミュニティースクールに向けた議論や形づくりなどを進めてまいります。32年度以降となりますが、この入谷小学校の取り組みをもとにして、順次他の学校もコミュニティースクールの導入を進めていく予定です。

本町の学校は、これまでもさまざまな地域とかかわりの中で教育を行ってまいりました。学

校と地域の関係がよりよく、そして近ければ近いほど子供たちにとって素晴らしい教育を行うことができます。子供たちのために、学校と地域が一緒になって教育を、そして学校づくりを考えること、これこそがコミュニティースクール導入の原点であろうと考えております。

次に、3点目のご質問、新しく教科となった道徳についての指導方針についてお答えいたします。

ご承知のように、平成27年3月に学習指導要領が一部改定となり、これまでは領域となっていた道徳が特別の教科となりました。小学校では、今年度から全面実施、中学校では平成31年度からの全面実施となります。少子高齢化に伴う家庭や地域の変化、コミュニケーションや対人関係の変化、情報通信の技術革新による新たな倫理的な問題などが生じている社会状況の中、子供たちが答えが1つでない課題に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換を図り、児童生徒の道徳性を育むことを目的として、今回の学習指導要領の改定がなされたものと認識しております。そのため、児童生徒の道徳性の育成を目指し、今後は学校だけではなく、地域全体でその取り組みを進めていくことが大切だと考えております。中央教育審議会の答申においても、多様で効果的な道徳教育の指導方法への改善や、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進めることが提言されており、問題解決的学習や体験的な学習など、地域社会との連携協力体制を構築しながら道徳教育に取り組んでまいります。

南三陸町では、名足小学校が昨年度宮城県の研究指定校事業を受け、ほかの学校に先駆けて特別の教科道徳に係る研究に取り組みました。この名足小学校の取り組みの成果は、各校によってよりよい指針となっております。

次に、4件目のご質問、災害時の教職員の役割と地域連携についてお答えいたします。

まず、災害時において、教職員が果たす役割は子供たちの命を守ることが最大の使命であることから、いつ起こるかかわからない自然災害についての正しい知識を持つことが大切であると考えております。町内小中学校においては、子供たちを災害から守るための的確な対応ができるよう、避難や対処方法の確認、学校の立地条件を踏まえた保護者引き渡し訓練等を実施しております。あわせて、南三陸町では消防署等の協力を得て、幼保小中高全ての学校において少年消防クラブを設置し、防災教育に取り組んでおります。東日本大震災のような大規模災害だけでなく、近年は大雨や土砂災害などに備えた防災マニュアルの作成や連携が重要ですが、こうした防災計画が確実に生かされるには、学校と地域の方々が常に連携し、マニュアルに対しても同じ認識を持ちながら、災害に備えることが最も重要なことと捉えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま、お答えをいただきました。順次詳細を質問してまいりたいと思います。

初めに、昨年度法改正によりまして、今まで余りそういう立場になかった町長が教育行政にかかわるということでありました。当時、その内容については説明があったかと思いますが、記憶もまばらであります。町長が教育行政の中で立つ位置、また教育長とのかかわり、その辺、質問の前に明確にご説明をいただければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、教育長の任命についてからお答えというか、お話し申し上げたいと思います。

新教育委員会制度になる前の旧の教育委員会制度におきましては、教育長は教育委員の中から互選によって選出される。新教育委員会制度になってからは、教育長は町長によって指名任命されまして、議会によって承認を受けて教育長になるという、まず法的にはそういう形になっております。

それから、教育行政は教育長が中心となって責任を持って教育行政を進めていくわけですが、新教育委員会制度になりましては総合教育会議というのが、今度は設置することになっております。これは、町長が教育行政に対して必要と思ったことについては総合教育会議を設置して、総合教育会議のメンバーは教育委員になりますけれども、教育委員を集めまして、そこでいろんな議論をするということでございます。それで、教育総合会議の内容につきましては、教育行政の大綱、教育大綱をまず町長の責任のもとでつくります。それから、教育の諸条件、いろんな条件、環境整備等も含めた施策について話し合います。児童生徒の生命、身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置などもここで話し合います。この中で、町長が中心となって議論を進めていって話し合うということになります。

ただ、この中で教育の政治的中立ということが言われておりますので、教職員の人事だとか教科書の採択ということについては、できるだけこの話し合いの中から議案にしないということなども言われております。したがって、町長の立つ位置と教育長の立つ位置というのは微妙に違いますけれども、今言ったお話でもし、おわかりいただけたと思いますけれども、以上です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 理解したいのですが、なかなか難しいようでありますね。はっきり見える

ような線引きというものがなかなか見えないところでもありますので、これは恐らく教育総合会議などに出席し、国県の方針等の進捗状況とかさまざまなものを町長が捉えながら、庁内で会議を開いて、提言、ある程度意見を述べていくという流れなのかなと思って解釈したところでございます。詳しくは、順を追ってこれから聞いていけば、本当の線引きのところはわかるんだろうなと思いますので。

それで、ことし2月9日に文科省の事務次官通知ということで、先ほど答弁いただきましたが、学校における業務改善への対応、各教育委員会に求めた。そしてまた、各学校に対しても周知徹底を求めているということで、先ほどの取り組み状況は大まかなことだったんだろうと思いますが、教員の負担に配慮した研究事業などというものは、適正に行われているかどうか。まずその辺からお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） そこで確認なんでもございますけれども、研究授業といいますと、各学校における教育課題についての、それを解決するための研究のための研究授業ですか。

（「授業でない、事業」の声あり）事業。（「じゅでない、じぎょう」の声あり）事業。

教員の多忙化に解消するための事業でございましょうか。わかりました。失礼いたしました。

教員のいわゆる業務が多忙化になってきているということは先ほど申し上げましたけれども、多忙化の大きな原因は何なのかという、まず一つはこういうふうに言われております。

教員の働き方というか意識の問題が一つございます。それから、業務内容がふえてきているということもございます。これらのことを解消するためには現在教育委員会で取り組んでおりますのは、業務の内容について。精選だとか。それから、実際にどの程度教員が1日の中で勤務をしているという実態の調査、これは勤務実態調査ということで、毎月各学校から上げさせております。それから、教員、先ほど答弁申し上げましたけれども、学級担任以外の教員、いわゆる支援員を含めて国県からの支援をいただいております加配教員だとか、教員をふやして対応しているということで、現在やっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、現段階での行えるという、できる範囲での配慮はしているということよろしいんですね。

現在の教員の時間外勤務の状況、超過状況というのはどのようになっているんですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 毎月、各学校から各教員の勤務の実態を時間で上げていただいている

んですけれども、週80時間を超えるとこれは大変だと言われておりますけれども、80時間を超えるということはまずありません。ありませんというか、場合によってはあります、やはり。そういう部活動が忙しいとか、特別な業務が入ったときには超えるときがありますけれども、現在調べている段階では80時間を超えるということはほぼないという状態でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それから、部活動、先ほど支援員などあるいは教員以外の指導員を活用しているということでありましたが、部活の休養日の内容といいますか、それも基準というものがあれば、それを恐らく設定しているんだと思いますが、それはどのような内容になっていますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 中学校の部活動は、教員の多忙化の要因の一つになっているということは事実でございます。国からの部活動の指導ガイドラインというのが示されまして、それに基づいて当町でも各学校にそれを指導しているわけですけれども、具体的には週2日休みを設けるということです。土日いずれか1日、土日以外の月曜日から金曜日の間に1日、週2回は部活動をしない日に設定をする。それから、部活動をするに当たっても、平日には2時間を超えないということ。2時間以内ということ。休日に当たっては4時間という、一応規定というか、約束事をつくって各校に指導しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今の答弁によりますと、規定といいますか、指針に従ったような流れなのかなど感じも受けるわけでございます。外部指導員といいますか、応援、支援とされる部活動支援員の処遇というか、何ていうか体制はどうなっているか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 当町の外部指導員の実態を申し上げますと、主に中学校でございますけれども、町内に2つの中学校がございます。県で登録をして、県から派遣されている事業でございますので、登録された方は3名おります。具体的にはソフトテニスの指導に1人、剣道部に1人、卓球部に1人ということです。この方たちが1回当たりの謝金は1,500円ほど支給させていただいております。1人当たり年間30回までという縛りがございまして、指導時間については最大1時間半をめどにということをお願いしております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今の体制に問題ありませんかね。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） いわゆる指導の、県の登録している方たちの対応だけではなくて、これはその他に指導、コーチと言われる方たちが各学校に来て応援していただいております。その方たちは、部活動の親の会をお願いしてやっていたというので、これらについては特別にお金を出すということではなくて、対応しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この件についての対応、この件というか部活動についてですね。協力いただいている方々に、何か事故があった場合の対応はどのようになっていますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 実は、これにつきましては教育委員会では直接かかわることがないので、したがって結局親の会の自主的な参加ということになっております。したがって、これについては今議員のご質問のあった事故並びにそれに類したようなことが起こった場合には、町としては直接かかわるということはないということです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 親の会だけでなく、県から派遣されている方も同じような状況なんですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） その辺については、詳しく私のほうでまだ調べていないんですけども、多分同じではないかと思えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） わかりました。

足りないところは後で詳しくお伺いしたいと思います。

働き方改革のせいなのかどうなのか、全国の小中学校の正副校長、教頭の勤務時間が若干減ったんだという調査の結果が出ているんですが、当町の場合はどうなのか。当町では教頭が授業を受け持っているんですが、他校では授業を受け持っているところがあるのかどうかですね。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 管理職の勤務時間については多分全国的な傾向ではないかと思えますけれども、教頭が授業をするということは、実は教頭は授業をつかさどるとはなっておりま

すので、当然授業は行います。学校の事情によって、校長の判断によって何時間させるだとか、特に中学校の場合だと教科で動きますので、その辺の問題もありますので、法的には教頭は教員という扱いになりますので、授業をやる場所はございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 法的には大丈夫なんだということではありますが、我々のときも教頭先生からいろいろ教えられた記憶がありますが、現場百戦ってはなりません、現場の声としてやはり忙しくなってきた現況を踏まえて、教頭が授業をするのはどうかな、受け持つのはどうかな、多忙化の影響でしょうが、こんな声も聞かれるんですが、その辺あたりはどう考えているんですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 授業といっても、例えば小学校の場合だと常時カリキュラムの中に週何時間と固定化されている場合もありますし、それからあとは応援に行くという形での授業ということでございますので、それは個々ケースによって違います。今、議員おっしゃったように、本来ならば教頭は管理職でありますから教頭の立場でやるべき仕事が授業以外にもございますので、できるだけ余裕を持って学校にかかわっていくということは、それはそれで重要なことなのかなと思いますけれども、現実的には状況によっては、教頭等が補助的な授業をせざるを得ないケースも出てくるということも現実でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その時代時代で、もとはそれでもよかったのかなと。でも、このごろは教育の現場は本来の業務以外の業務が相当ふえている。それは何かといいますと、本来学力向上本位で捉えられるものが、子供のためになれば、こうやれば子供のためになる、ああやれば子供のためになるということが全て取り上げられている。それで、業務外の仕事が増加している。それが本来の業務を圧迫しているという状況にあるのかなと思うんですが、その辺あたりいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員おっしゃるとおりだと思います。学校でやるべき教員の仕事の内容も変わってきております。

それは、例えば私いつも議会で教育についてご質問受けるときには、学校での教育の役割ということでお話しするんですけれども、知徳体という子供たちに備えなくてはならないような内容がございます。ちょっと時間長くなりますけれども、日本の場合は、知徳体、いわゆる

教科、道徳、部活動ですか、これを全て学校でやっております。国によってはもう知の部分しかやらないという国もあります。加えて、昔と違って今の学校が担う教育の中身も、大きく変わっております。例えば、昔は授業といいますと生徒指導とか部活だとか学校教員とかもありますけれども、普通の教科の指導、今はそれに租税教育とか環境教育とか情報とか消費者教育だとか、小学校の英語も含まれてくる。さらには、役割が大きくなりまして、通学路の安全確保だとかさらには保護者への対応だとか、どんどんどんどん教員が担うべき業務が非常に拡大してきているということも現実でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ふえるといたって減ることはないという状況であるんですが、これらの状況の中で教育現場にスクラップ・アンド・ビルド、一般の行政あるいは企業等ではこれを採用してやっているんですが、こういうものはなじめないものなのか。こういう手法が入り込むすきがないのか。その辺あたりはどのように考えているのか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まさしく、教育界、そのとおりですね。業務の精選、新しいものが生まれた場合にはこれまでやってきたものを見直すという、これは現実的に行っております。ただ、それがなかなか改善されていないということも現実でございます。

例えば、会議なども教員の多忙化の一つの中には会議などもございます。会議なども1時間以内で終わるとかもっと早くとかという改善をしているんですけれども、なかなかそれが改善されていない。それから、これは私どもの町では進んでいるかなと思っているんですけれども、学校によっては給食費を教員が全部集金したり、それから会計をしたりしているところがございます。うちの町では給食費については一切学校でやりませんので、ですから、議員おっしゃるように、改善すべきことは積極的に改善していく必要があるのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今、給食費の話も出ましたが、会計事務を外部に委託すると相当事務量が減るんじゃないかという現場の声もあるんですが、その辺あたりはこれからどう考えていくのか。考えた中で実行に移せるものか、移せないものか。その辺。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） できれば、そうあれば一番いいんですけれども、なかなか難しいことがございます。ただ、今学校事務で町内の場合だと7つの小中学校がありますけれども、7

つの小学校の学校の事務職員が、月に何回か集まって共同事務ということで、共同で事務作業をするというやり方もしております。

もう一つは、できるだけ教職員に、教員に学級担任ですけれども、学級担任が学級会計事務だとか金銭の処理を、事務をできるだけ少なくするというように、事務職員がその一部を担おうとしているというか、そういうやり方を工夫しているところもございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 多忙化については、要因とするものは出張が多い、それから文書整理、担当者同士の会議といいますか、こういうものも相当多い。その上で、これはどうにもならないと思いますが、学校5日制が大きく響いているという、後ろを振り返ってみるとですよ、そういう考え方もあるようではありますが、本当は学校5日制、子供たちにゆとりを持たせる意味でできたんだと思いますが、本当の意味で教師がゆとりを持たないという充実した教育というものが進んでいないのかなという考えもあるんです。

教員の休日というものを、今現にどのように考えているのか。これからの休日に関してですね。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まさしく、議員おっしゃるとおりで、教員がゆとりを持たないと子供にもゆとりを持ったような生活がさせることはできないと、そのとおりだと思います。教員の休日というか、多忙化解消の一つになるのかもしれませんが、日常の業務、いわゆる普通の勤務日にはなかなかゆとりのあるような時間がとれないということで、当町では子供たちが学校にいない日、長期休業日とかに、長期休業日でも教員は勤務日ですので、当然学校に来て業務をしなくてなりません。その長期休業日に学校に日直を置かない日ということで教員が学校に来なくていいというか、そういう日をできるだけ長くにとって、そのところで休日というかゆっくりしていただくということも取り組んでおります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そういう考え方もいいんですが、もう少しはっきりできるような対策として閉庁日を長く、夏休みを利用して取り組んでいる、そういうものを取り入れてやっているようなところもあります。そういうのが例えば年次休暇、土曜の勤務の代休とか、一括してとれるんじゃないかということで、大分全国の中では進んでいるところではこういうものを取り入れて、夏休み期間中にやっているようではありますが、どうでしょう、本当の将来を担う子供たちを育てる意味で、大きく改善する必要があるのかなと思いますが、いかが

でしょう。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） これは私の私見というか、私の持論なんですけれども、休むことも仕事のうちだと言っております、教員にはいつも校長を通して話しております。したがって、法的に許されている有給休暇がございますので、これはとりなさいと、校長がみずからとらないとほかの先生方もなかなかとりにくいからとりなさいということで、そういう話はしております。できるだけとってもらおうようにしております。年間20日間ありますので、できるだけ、特に子供たちの学習に支障のない時間などは、積極的にそれを利用しなさいという指導はしております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 確かに、そういう指導はしているようではありますが、休んでも休みの管理、学校での残った仕事をうちに持って行ってやると、それもできるだけやらないように指導しているようではありますが、なかなかたまれば誰も何も考えないで1週間だら1週間家庭サービスをして休むかというわけにもいかない状況であります。ですから、やはりそういうものは今後教師、教職員指導の中で徹底してやっていくことが、長い将来の中でいい効果を生むのかなという考えも持っております。

教師の多忙化の問題、我々余り教育現場を深く知らないものにとっては、一口に人的整備、人的投入で解決できるんじゃないかなという考えもあるんですが、ここは町長、どうでしょう。町長の考えは。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然の質問で大変驚いておりますけれども、多忙化の問題についてやはり解決していくのは、仕事をどう整理するのかというのが一つの大きい問題だろうと思えます。その中で、今ご質問にありましたような職員の加配といいますか、増員といいますか、そういうことも当然考えざるを得ないんだろうと思えますが、いずれ今置かれている教育現場において、何が課題で何が問題なのかということをしっかり整理をするということが、大変重要な問題あると思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 整理したてられないというか、次々と業務が来る、なかなか難しいようであります。これは休むことなく常に改善に向けて毎日を進めるべきなのかなと思います。

次に、本町は学力向上を大きな目標としてやっているわけですが、全国の調査の中では仙台

市を除いた宮城県そのものが、全ての項目で全国平均を下回っているという調査結果が出ているんですが、これはどのように捉えておりますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 非常に難しい問題でございます。宮城県は、議員ご承知のように全国でも学力調査の結果を見ますと、決していい結果ではございません。当町も、やはり宮城県と変わらない状態でございます。学力につきましては妙薬がなかなかないということで、地道に取り組んでいくということが一番大切のかなと。

当町の例で言いますと、毎年学力対策向上委員会を設置して、何が問題なのかということで話し合いをして、対策を立てて取り組んできております。急激な学力の向上はなかなか望めなくて、具体的に言いますと、ある特定の教科の特定の分野が非常に落ち込んでいるという実態がございますので、それに向けて具体的にどうすればいいのかということで取り組んでおりますけれども、やはり中学校でその問題が起こっても、中学校のその学年だけの問題でなくもっと小さい段階、小学校高学年、低学年という、そのころからやはり始めていかななくてはならないということで、時間をかけてやっていく必要があるのかなということです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 同じく、調査の内容から取り上げますと、勉強はするんだと。やる気もあるんだと。ただ、1時間ぐらいが勉強するのが全国平均を上回っているんですね。しかし、それ以上の勉強時間になると、がたっと下回るんですね。予習、復習もやはり短時間であると全国の平均を上回る。しかし、長時間やるようになってくると下回るとい、大きな指摘というのがあるんです。

こうなると、やる気はあるんだけど、なかなか時間長くやられないということがありますから、今後の学習の方法、指導改善、その辺あたりあるいは短時間での学びのこつみたいなものですね。そういうものを掘り起こして植えつけていく必要もあるのかなと考えているものですから、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちの家庭での家庭学習のことだと思うんですけれども、時間と学力向上との関係とはなかなか難しいところがありまして、ただ、今議員おっしゃった中に指導法の工夫改善というのは、私たち教育につかさざる現場の人間の一番重要なところでございます。これについても今取り組んでいるところです。

例えば、具体的に言いますと、教育機器ですか、ITを使った取り組みなども、この先駆的

な地域、例えば秋田県八峰というところは全国で学力が高い、県の中でも高いところです。そこの交流を昨年度から始めまして、今度もまた20人の小中校の先生方が行きますけれども、そういうところに行ってそのノウハウ等を学んできて、これを生かすという取り組みなども現在やっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろと取り組んでいる話は聞いておりますが、なかなか成果が上がらないというのが、恐らく私よりも現場を携わる者にとっては何ともつらいところがあるのかなと思います。

教師の仕事は先ほども言いましたが、ふえるたつて減ることはないということで、どう一つ一つを効率よくやっていくかなんだろうと思います。ここに尽きるんだろうと思いますので、教育現場のトップからあるいは子供まで一貫して続くような考え方で今後ともやっていただきたいと、そんな思いであります。

次に、コミュニティースクールの件であります。先ほどの答弁である程度の今後のスケジュールといいますか、わかりますが、学校評議員制度と学校運営協議会制度との違い、今後の関係はどうなっていくのか。それから、若干、最初の答弁でありましたが、コミュニティースクールの期待される効果というのをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、コミュニティースクールという言葉なんですけれども、これは俗称でございます。俗称です。答弁で申し上げましたけれども、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティースクールという俗称に言っております。従来ある学校運営評議員と、協議会の委員、どう違うのかということなんですけれども、端的に言いますと、従来の評議員は学校の校長にいろんな意見を、学校教育方針だとか内容について、個々に意見を言うことは可能なんです、できます。ところが、そこに権限がございません。学校運営協議会の委員は、校長の学校運営方針が説明されたらそれについて意見を述べて、承認するかしないかが権限としてあります。したがって、そこが大きな違いでございます。

期待されるものですね。期待されることは、やはり学校運営協議会の委員は保護者、地域、教職員が集まって行いますので、そうすると地域の方々の意見がどんどん学校の方針に反映されていくと、教育活動に。そうすると、学校と地域がますます一体となって学校が作り上がっていくのではないかと、そういう期待が持てるものだと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 評議員と運営協議会の大きな制度の違いというのは、大きくは権限のあり方とかなんだらうと思いますが、今後内容の中で教職員の採用に関して任命権に意見を述べるができること。任命権者はこれを尊重しなければならないというものがあるんですが、これはちょっと今後どのような進め方になるのか。今、大分もう調べてきたようですが、よく中央のほうでもそんたくという言葉がありました。そんなことも若干心配されるのかなという思いもあるんですけども、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 国が示すコミュニティースクールの具体的な内容の中で、今議員おっしゃったような教職員の人事にかかわることもございます。ただ、これは各教育委員会の中で、学校運営協議会の協議委員の方々にどのような期待をするかということは、各教育委員会の中で一定の線を設けております。全国的に見ますと、コミュニティースクールはどちらかという、学校の応援団的な存在で始まっているところがほとんどです。したがって、教職員の人事にかかわるような話など、余り出ないとか出さないとか、そういう内容で進めているところがほとんどでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この趣旨は、恐らくこれまで以上に全員、市町村民で子供たちを育てていきたいと思いますという大きな目的があると思います。これから進めていく中で、改善しなければならないことも出てくると思いますが、そういうときはできれば早く先を見越して、早いうちに手を打っていくということも必要だろうと思いますが、最後にこの件についていかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 来年度から完全実施になりますので、入谷小学校さんには昨年、ことしと、準備期間を設けてやっております。実は、議員さんがおっしゃるようなことが、いろいろ懸念事項が出てくるかと思われましたので、2年間の準備期間を設けてやっているところでございます。それに出てきた問題については、それを解決しながら本格的な実施に向けて進めていきたいなと思っています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 次に、道徳についてであります。道徳というのは私どもも習った、教えられた記憶があるんですけども、道徳そのものというのは当時からすると何を教わったのかは記憶にありませんが、感覚として道徳というのはもともと家庭で教えるべきものだった

のかなど。それが、今学校に大分委ねられてきたのかなという感覚があるんですが、これから指導していく上において、内容の、従前の指導方法とこれからの指導の中で、異なることがあればご説明願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、言葉の整理をさせていただきたいんですけども、今回の新しい学習指導要領では、道徳というんじゃなくて、特別な教科道徳として出てきます。道徳は実は今までは教科ではなかったんですね。今回は特別な教科として位置づけております。

道徳は、本来学校教育活動全てを通して行うべきものなんです。生徒指導とか学校行事とか、全てを通して道徳教育が行われているという考え方でございました。それに全ての道徳教育のかなめになるのが道徳の時間だということで、そして新たに特別な教科ということで道徳を位置づけて、教科となれば当然評価が出てきます。今回は1、2、3、4、5という数値での評価ではなくて文言での評価ですけども、評価をするということになりますので、当然評価をするためには評価内容なども吟味しなければならない。そういう特別なものでございます。

したがって、議員おっしゃったように、道徳というのは今まではどちらかという価値項目、例えば親切という道徳性がございます。これを教えるときにはこういうものだよと副読本を設けて、道徳はこういうものだよと、どちらかというと一方的に価値項目を押しつけられているところもございました。

今回はさまざまな考え方がございます。親切といっても。それを子供がみずから授業の中で議論し合うんです。自分の体験を通して。これを重視しなさいということです。答えは幾つもありますので。そういう授業を進めなさいということです。

実は、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、名足小学校がこの実践をやったんです。非常にこれが県下で評判を受けまして、この取り組みはすごいということで、私もあの授業を見ましたけれども、大変すばらしい。4年生の子供が自分の意見をどんどんぶつけ合うんです。その中で、どのようなものが大切なのかということのみずから学んでいくわけです。教師はそれをうまくかじ取りをしていくというやり方です。こういう形が、新しい道徳の取り組みということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今教育長がおっしゃるとおりかなと。

これ、平成23年の大津市のいじめ自殺事件後いじめに対する推進法ができたんだということ

でありまして、これは子供たちの心の教育の充実強化が強く求められることにより、議論し考える道徳を目指すという試みから始まっているようであります。

実は、名足小学校で行われたことも若干耳にしておりましたので、結果、評価、影響はどうだったのかと、実は聞こうかと思ったんですけれども、冒頭に説明がありました。また、さらに今、評価がよかったということでもありますので、今後道徳の教育を進める中で影響力を拡大してやっていただければいいのかなと、そんな思いもあります。

従前の道徳、今度の新しい教科となった道徳ですね。評価が求められるといいますか、評価しなければならない。評価は点数でなくて個人のどれだけ成長したかを評価するんだということで、大分全国的に評価のものの捉え方によって、内容が違ってくるんでないかという心配もなされているようではありますが、その辺あたりはどのように。一貫した評価でないと、結果いいことになりませんので、どの先生も同じような見方をしなければいけないのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まさしく、議員おっしゃるとおりです。今、新しい特別な教科道徳という教科になりましたので、評価の扱いが非常に今現場では悩んでいるというところがございます。ただ、教科ですから評価しなくちゃなりませんので、ただ先ほど申し上げたように、数値であらわすことはできませんので、子供の道徳性といいますか、授業の中での子供の変容なども累積して行って、言葉で子供のよさを認めながら言葉で評価をしていくというやり方になるのではないかと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この点、最後にこれから指導していくに当たって、地域の力もやはり相当ながらやっていく必要があると思うんです。いろいろ議論している子供たちの姿といいますか、そういう現場を地域の方々に見ていただく、いわゆる道徳授業参観、道徳参観日などをこれから設けてやっていってはいかがでしょうね。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各学校では、授業参観日以外にも自由に学校に来ていただいて、子供たちの活動の様子を見ていただくということで取り組んでおりますので、まさしく今議員がおっしゃいましたように、道徳の時間で子供たちが自分の意見をぶつけ合うというか、そういう場面などをぜひ見ていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 実は、余りこういうこと提案したくないんですよ。先ほどまで、業務時間を減らせ減らせと言って、こういうこと言うと、結局業務時間ふえていくのかなという感じもあるので、しかしいろんなご苦勞もあると思いますが、外からの声も大事なものですので、今まで以上に密接な関係を築きながら、心の豊かな子供たちを育てていくべきなんだろうなと思います。

これで、この件を終わりにしまして、最後、災害時の教職員の役割と地域連携ということで、今恐らくこのような大きな災害を経験したばかりですので、相当不備のない対応に当たっているのかなと思いますが、校長等管理職不在の対応というのはどのような取り組みに当たっておるのか、その辺お聞きしたいと思います。あるところの教師は、みずからの経験から常に管理職が不在でも何事も話し合える現場であれば、いざというときに判断できるはずだと、そんな指摘もしています。要は、日ごろからのチームワークが大事であり、その場がそのような我が町の教育現場、職場の環境にあるかとか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 南三陸町の町全体でもそうですけれども、防災に対する意識が非常に高い町でございます。したがって、学校現場でも非常に防災意識が高く、先ほど答弁で申し上げましたけれども、少年消防クラブ、幼小中高と全ての学校に設置しているというところは、恐らく全国的にはないんじゃないかと思います。これは、消防署さんと地域の方々の協力を得ないとできない組織でございます。これらの組織だけではなくて、あとは日常の防災意識を高める、自分の命は自分で守るという教育などもしております。

議員ご質問の、いわゆる災害時に管理職がいなかった場合にどうするか。これも、いなければいけないなりに学校の中でどう対応するかについては、それぞれ各校マニュアルをつくっておりますので、マニュアルに沿って行動できるようになっておりますし、さらには町内には6校に防災担当主幹教諭というのが配置されております。安全担当ですね。安全の中には防災も入りますけれども、主幹教諭がございまして、それらなどが学校の防災等の活動の中心になって行動するとか。もちろん、それ以外にもそれぞれの担当者が自分たちの役割のもと行動するというようになっておりますので、そういうことで多分という言い方はおかしいですけれども、大丈夫だと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 万全にやっているんだろうなと思います。ただ、大丈夫という言葉はありませんからね。どんな災害が来るかわかりませんので。

災害の部分の情報伝達なんていうのは、どのような現在の内容になっておるかですね。これも、総務省が事業として打ち出しているようでありますが、公共無線ラインですか。これを環境整備事業として公募を始めたようでありますが、我が町では活用の考えはございませんか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 災害が発生したときに、情報ということでは防災メールが保護者に瞬時に伝わるように学校から発信する、そういうやりとりはしております。ただ、今後段でお話しなされたことについては、今後検討していく必要があると思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） あの手この手と整備しておく必要があるんだろうと思います。これはふだんの事業でも使えるような内容になっているようでありますので、ぜひ検討してみたほうがいいのかという思いであります。

何ていいますか、防災教育ですか。これ、教育養成課程においては以前は余力をいれていなかった。災害によって力を入れるようになったということで、教育を受けた教師の方々、少ないんですね。これから、やはり教育を受けただけでなくて、やはり現場で現場の空気をかき取る力というのも、これが瞬時の判断に相当影響するかと思うんです。ですから、こういう教育といいますか、指導といいますか、これが相当とっさのときの判断に相当影響するんだろうなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） やはり、防災に対する意識を高めていくというか、そういう教育は必要だと思います。実際の避難訓練だけじゃなくて、ブラインドの形で訓練などもしておりますので、絶えず防災に対する意識を高めていくような教育はやっていかなければならないのかなと思っています。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） あれだけの経験をしたわけですから、どこよりも一番防災に対する意識は高いものがあることは私も思っているんですが、ただ風化そのものは避けられませんので、ここはやはり今後どう教えるかも大事ですが、忘れることをとめる、遅くする、この作業が大事なんだと思っています。その辺あたりの考え方は。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 昨日、兵庫県の研究所の所長さんとか2人来まして、挨拶に来たんで

すけれども、実は兵庫県の新任教員ですが、防災に関する研修、新任の研修会を毎年南三陸町に来てやっているんです。今度の夏も、年に3回来るんですけども、2回目、高校教員を対象かな、志津川中学校を会場にしてやっていきます。やはり、兵庫県でも今おっしゃった風化ということを非常に大事にしているということで、私どももやはり議員おっしゃるようにやはりこれは決して忘れることはできないものだということで、ずっと教育の中でそれを言い継いでいきたいなと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 一番難しくて大変なことなんだろうと思います。

教師に求められる究極的な役割は、極限の状況でも生き抜いていく力をいかに身につけるか、こう思うんですが、教育長、恐らくこれ聞いたことあるかなと思いますが、今後教職員の入れかわりは常にあるわけです。そして子供たちも変わっていくわけです。そうすると、当時の苦勞を知ったあるいは経験をした方がいなくなるわけです。どんどんそこが進むわけですよ。その辺あたりの継続的な、そしてまた強力な策を講じていかなければならないのかなと、常にそう思っておるところでございます。

学校は最も安全な場所ではなくてはならない、安心して環境の整ったところで教育を町民一丸となってやっていかないとならないという、これが大事なことであります。

最近でもないのか、この間もありましたが、植樹祭、山に木を植える活動が盛んに行われているようであります。これも最も大事なことでありますが、私が考える中では、人の心にも危機意識という太くて丈夫な長く生き続ける木こそ今植えるべきかなと思いますが、教育長、最後にいかがですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） その木を植えるのが学校現場であるとも思っておりますので、まさしく私もそのとおりだと思います。やはり、学校現場に携わる人間は子供たちの安全安心ということを第一に考えて行動するというか、教育をするということが大事だと思いますので、太くてしっかりとした木をいつまでも育てられるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） できれば、佐藤達朗教育長がいるうちにしっかり植えつけていただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2件目であります。

○議長（三浦清人君） ちょっとお待ちください。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

9番今野雄紀君が退席をしております。

それでは、一般質問を続行いたします。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それでは、2件目について。

全国豊かな海づくり大会についてということで、町長に質問したいと思います。要旨を読み上げますと、2020年に本県で開催される全国豊かな海づくり大会は全国植樹祭、国民体育大会と並び、天皇皇后両陛下がご出席される3大行幸啓に位置づけられる大規模な行事であり、本大会は40回記念大会となります。既に、復興のシンボルとしてメイン会場などの受け入れに意欲を示している自治体もありますが、当町においても震災からの復興をアピールするため、積極的にかかわっていくべきと考えるが、町長はどのように思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋兼次議員の2件目のご質問、全国豊かな海づくり大会についてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、本大会は水産資源の保護管理と海や湖沼、河川の環境保全の大切さを広く訴えつくり育てる漁業推進を通じて、漁業の振興と発展を図る目的として開催されておりました。先ほどお話がありましたように第40回の大会が2020年の秋に宮城県で開催の予定となっております。

当町といたしましてはF S C、A S C認証の取得、ラムサール条約への登録申請、高校生との干潟調査、いそやけ調査等、本町で行われているこれらの取り組みはまさに本大会の趣旨に沿うものであることから、本町独自の取り組みとして強くアピールをしていく考えであります。

現在は、本大会事務局である全国豊かな海づくり推進室が核となり、式典会場や行事詳細内容等を細かく検討し進めているところであります。今後は、宮城県や他市町村との連携を密に2020年の大会に向けて関係機関と協力を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 8市7町あるいは県漁協、内水面、商工会等で準備委員会が1月に発足しております。これまでの協議内容について、開催スケジュール、基本構想、メイン会場等の開催候補地の選定方法など、現在どのような内容になっておりますか。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君が着席しております。町長。

○町長（佐藤 仁君） 個々のこれまでの経緯については担当課長に説明をさせますが、メイン会場となる場所につきましては来月、7月になりますが、3案を提示することになってございまして、ことし9月に第1回目の実行委員会を開催する予定になっております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、これまでの豊かな海づくり大会開催候補地の開催の経緯というところでございますけれども、今町長からお話のあったように、現在宮城県では大会の準備委員会という段階でございます。ただいまお話のあった7月にメイン会場3案を提示した後、9月に第1回の実行委員会という形で、9月に実行委員会を立ち上げるというところでございます。

前回、第2回の準備委員会でも式典会場及び会場歓迎、放流行事等のメイン会場、サブ会場という形の中で、どこをどのような選定で会場を選定するかという部分の中で、例えば交通アクセスですとか施設の規模、駐車場の規模、そういった部分ということで、あとはセレモニーをどのように行うかという協議を行ったところでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま、担当課長の説明ですと、メイン会場の要素といいますか、何かありきみたいな、空港に近いあるいはJRの主要駅の近くだとか、そういうことがうたわれているのを見ますと、何か必然と決まっている、そんな感じも受けるんですが、今後隣の気仙沼市ですとか、かなり意欲的に考えているようであります。大会の性質上、思い立っての誘致合戦はうまくいかない。全くそのとおりだと思います。

この大会には相当な意味がうかがえておりますし、それから全国から相当な人が集まるということで、これまでも両陛下には当町に二度、三度とおいでをいただきまして、あの苦しいところを励ましていただき、それが活力となってこれまで復興したんだよというところを見せて恩返しをして、何らかの形でもいいから見せていくべきかなと。ただ、20年は新天皇です。しかし、天皇家も一家でございますので、帰れば南三陸町はこんなだったよという報告もあろうかと思っておりますので、そういう思いでいろんなメイン会場ならず、大会の分野で参加できるところが細々とありますので、そういうところを精査して本町の持ち味をぶつけてい

く必要があろうかと思いますが、その辺あたりはどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 高橋議員ご承知だと思いますが、メイン会場という形の中での条件は残念ながら当町は満たしていないということでございますので、基本的にはサブ会場という形の中での誘致といいますか、そういう進め方をしてまいりたいと考えておりますが、個別の自治体名を挙げるわけにまいりませんが、でも言うところか。挟まれている両市の首長さんから一緒にやりましょうよという声もいただいておりますので、メイン会場がどちらになるかわかりませんが、いずれサブ会場という形の中でも開催をできればいいなと思ってございますし、それから今お話がありましたように、新天皇になりまして2回目の大会ということになりますので、ぜひお越しをいただきたいなという思いもございますし、とりわけ現天皇陛下、両陛下、行幸啓で2回うちの町にお越しをいただいておりますが、実は震災の年に今の皇太子殿下とも私、30分ほど2人だけで話し合いをさせていただいた経緯がございます、そういったことを考えれば新天皇陛下にもぜひ南三陸町にお越しをいただきたいという思いは、高橋兼次議員より多分私のほうが強く思っていると思いますので、その辺ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） なかなか思いがオーラとして見えないので、もっと出していただければ町民も一丸となって協力するんじゃないかなと思います。大会の内容見ては、会場だけでなくいろいろな行事あります。式典会場の中では、小学生や中学生、青年等の意見発表、作文ですか、そういう発表等があります。これも細かいところは県が中心になってこれから選定していくんだらうと思いますが、特にその部分においては我が町でも先ほど教育長にありましたけれども、幼児の段階から中高と色々な消防団、組織等も震災後組織されている。全国にないものがあるということもありますので、そういうことも捉えながらやはり提案していくべきなんだろうなと。会場等は、実は一番三陸町は復興をメインとすればそれが合っているのかなと思ってるんです。でも、条件等になかなかない分もありますので、どこかの部分で三陸町がかかわっていくという方法の一つとして、そういうこともあります。

それから、何万人と集まる中で、水産加工品などを全国のPRするイベントなども行われておりますので、この辺の特産物の物販活動で率先して取り組むべきなのかなと、そんな思いもありますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、高橋議員も海づくり大会に参加したことがあるんだろうと
思っておりますが、そういった観点で今お話をいただいておりますが、基本的にさまざまなイベント、催しが開催されるということになっておりますので、南三陸の海ということ在全国に発信をできるいいチャンスだと思っておりますので、そうした観点からも我々としても、積極的に誘致という部分については取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 当町の積極的なかわりという中で、さまざまな行事、確かにございます。かわりという中では、例えば現在志津川高校生、干潟調査やっておりますので、そういった研究結果ですとかそういった部分を発表という場面もございますし、例えばサブ会場に関しましては当町は放流等のことができるのかなということで、施設としては立地条件あとは規模ということになると、新しい市場になるかと思うんですけれども、そういった中での放流事業。あとは全国から集まりますので歓迎レセプションという中で、今お話がありました当町の水産観光品の展示、販売、試食といったいろんな豊かな食材の使ったおもてなしという部分はできるのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） まさしく、いろんなイベントがあります。その中に、放流魚もあります。当町においてもいろいろな放流、今までした経緯もありますね。そういうものも提案していく、そういう考えも持ったほうがいいのかなと思います。

いずれにしても、この大会2020年、大変にぎやかな年になるのかなと思います。オリンピックもございます。復興最終年になります。ですので、大いに復興をアピールすべきと思いますので、それだけの努力をしていただきたいと思います。最後に町長、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 宮城県で開催をされるということが、多分宮城県内で漁業を営んでいる皆さんとか、多くの皆さん方が心待ちにしていた大会だと思っておりますし、基本的には私どもの町も同様な思いでございますので、今お話しのように積極的に海づくり大会誘致ということについては取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

通告6番、及川幸子君。質問件名1、震災後の復興道路等の計画について。2、ユネスコ世界文化遺産について。3、高速バス運行について。以上3件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。議長の許可を得ましたので、3件の質問のうち1件目について壇上より質問させていただきます。質問の相手は町長です。

質問事項、震災後の復興道路等の計画について。質問の要旨、1、志津川地区の道路環境整備の進捗状況は。2、災害時に必要な避難道路の確保は。3、国道からのアクセス道が少なく利便性に欠けるのでは。4、志津川高校通学路周辺の道路の環境整備は。以上、4点について壇上より質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問、震災後の復興道路等の計画についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問であります。志津川地区の道路環境整備の進捗状況ということでございますが、志津川地区の道路環境につきましては、本年3月に国道45号汐見橋、水尻橋が開通し、国道398号の志津川復興道路事業も継続されております。今後も、平成32年度の復興期間終了後に向けて、関係機関との連携を密に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問。避難道路の確保についてであります。震災直後の町内の道路網は幹線道路を初めとして壊滅的な被害を受け、物資の搬入等もままならぬ状況でありました。町ではこれを教訓に、復興の基本原則を、なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台へとし、人命を最優先にまちづくりを進めてまいりました。津波の際の避難といたしましては、南三陸町地域防災計画においても原則として徒歩で避難するということになっております。

志津川市街地におきましては、TPプラス8.7メートルの防潮堤を整備し、背後については盛り土を行い、主要幹線道路網を整備しているところであります。避難路線等の整備は津波復興拠点整備事業により、志津川地区の高台3団地を結ぶ町道志津川環状線の整備を進めており、本年4月には町道志津川環状線のうち、東地区と国道45号から東地区に連絡する高台避難道路の町道東浜街道線が、それぞれ供用を開始したところであります。今後とも、住民の方々、観光客等の皆様の安全を確保すべく、避難道路沿いの維持管理を適切に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目のご質問、国道からのアクセス道についてであります。今後の道路整備については、平成25年度に策定しました整備計画に基づきまして、町内各地区を接続する路線の整備を進めていきたいと考えております。現在は、平成32年度の供用開始を目標に、

県道清水浜志津川港線と国道45号を接続する町道平磯線と町道蒲の沢2号線の工事を進めているところであります。

最後に4点目のご質問、志津川高校通学路周辺の道路環境整備についてであります。町では復興祈念公園の整備に合わせ、今後町道高校通り線、町道駅前2号線、町道汐見廻館前線の工事を実施いたします。以前は、大雨の際に架道橋下の町道高校通り線は冠水をして、頻繁に通行止どめとなっておりますが、JR東日本様のご協力によりまして架道橋を撤去し、町道のかさ上げ工事を実施することで大雨による冠水を防止し、良好な通学路の環境を整備いたします。また、町道中瀬町線についても同様に大雨の際に冠水しておりましたが、圃場整備の排水路と河川の樋門が接続することによりまして、水尻川への円滑な排水が可能となり、冠水リスクの低減が図られることとなります。

今後の道路整備につきましては、土地利用を見きわめながら必要な箇所は整備を検討してまいりたいと考えております。また、国道398号から県道志津川登米線に接続する国道45号につきましては、道路構造令に基づき警察協議を行った上で、交差点に用途を決定をいたしております。交通事故の6割は交差点で生じているというデータもあり、さらに交差点をふやすということはできないことから、新たに道路や交差点の設置をするという計画はございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま、るるご説明をいただきました。その中でまず第1点目。志津川地区の道路環境整備の進捗状況を、ただいまお伺いしました。その中で私が問題にしたいのは、国道398号線、JA南三陸付近で戸倉方面に行く道路が切れてなくなりました。これは入谷のほうから来て、今398号がさんさん商店街の方に回っていますけれども、Yの字になって戸倉方面に入る道路が切れてなくなっています。途中で、町内の人たちは切りかえがチラシで入っていますが、観光客やリピーターの人たちに非常に迷惑をかけている状況なんですね。その看板設置等を今後考える予定があるかどうか。これは時期の問題、これから時期の問題もありますけれども、現在まず困っている方たちがいるということですね。その辺の対処をどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、当町の市街地につきましては、車のナビが使えないという状況がずっと続いています。したがって、それほど町内の道路につきましては切りかえ切りかえという形の中でやってまいりましたので、当町を訪れる皆様方には大変ご迷惑

をおかけするという現実がございます。しかしながら、もうしばらくたてばこの道路が全て完成するということになりますので、その際には当然看板等を含めてご来場いただいた方々に、ご不便をかけないような形の中で提示をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 補足の答弁をさせていただきます。議員お尋ねの件は、3月29日、国道45号が切りかわった段階でそれまでの間、現在工事を進めております復興祈念公園の中、工事エリアの中を、国道45号の迂回路という形で通っていた部分が通れなくなったということに起因するご質問ですよ。

当然、通行どめにせざるを得ないと工事をする上でございますので、国道398号の道路の路肩に右折車両につきましては、途中で行きどまりですよという看板は設置してございます。ただ、見づらいかいのご意見なのかなと思いましたので、そういった声があるということについてはお伝えをしますが、当然そういう対応が必要だということ考えた上で看板は設置をいたしております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 確かに、目の前に行かないと見えないんですね。車、信号があるのでそこまで行って、車ですから見て急にというわけにいかないんです。だから、事前にこちらには行けませんよって、398号、さんさん商店街回りしないといけませんよとか、事前表示をすべきでないかなと、あそこおりにいってしまうと、にっちもさっちもいなくなります。以前から来ている人たちは、やはり道があったのを通ろうとします。リピーターの人とか、町内の人たちはわかるんですけども、そういうことが観光客の人たちですか、親切にしていかないと、今後すぐ完成するわけでないから、地元の人たちは今工事中だというのはわかります。あと2年すれば道路ができていくというのがわかるんですけども、観光に来た人たちはそこまではわからないので、やはりそこは親切に外から来た人たちがわかるような、そういう表示の仕方、看板の立て方、それが重要だと思われまますので、その辺を今後、この道路が前回の説明だと12月で切りかわるようなこととお伺いしましたけれども、いつまで今の道路、公園が32年ということはその道路、迂回路としてないわけですから、398号にしか入れないわけですから、その辺の表示方を工夫していただきたいと思います。

それから、その切りかえ、もう一度済みません、看板等を今までのままにしておくのか、それともどこかに、手前のほうにつけるのか、その辺。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） この看板を設置をいたしている道路は、国道398号でございます。この工事は宮城県、具体的に言えば土木事務所が所管して工事を進めております。この注意喚起のための看板につきましても、町は設置するものではなく、県のほうで設置しております。今いただいたご意見につきましては、町として土木事務所にしっかりと伝えさせていただくというものでございます。

○議長（三浦清人君） ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

7番及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

それでは引き続き。

先ほどは看板の件でしたけれども、現在の状況の国道398号と45号線が完成して今できておりますけれども、これは非常にさんさん商店街1周年のときも渋滞になりました。そしてまた連休のときも渋滞になりました。今、できて数カ月の時点でこのように渋滞になるというときは、今後有事のときどうなるんだろうとすごく心配があります。危惧されます。

我々は、常に災害のときとか有事のとき事故のときということを想定して、計画というものを見据えていかなければならないと思うんです。そうした場合、先ほど言った復興祈念公園のところの場所となるところにある道路が切れてしまいました。そのことがすごく重要だと思うんです。あの道路が、今の398号は八幡川を渡ってさんさん商店街、そしてまた45号線に入って45号線がまた橋を渡る、八幡川を渡る。2回も川を渡るという危険な状況だと私から見ても思われます。

そうしたとき、設計したとき、住民とのコンセンサスがあったのか。この迂回路と今までなっていた戸倉方面へ抜ける道路がなくなったことによって、保呂毛の方たち、大上坊の人たち、そういう人たちも行く道路が塞がれた感がいたします。利用するのに不便だということですね。そういうことが起きている状況なので、この辺の計画をするに当たって、十分なそういう多くの人たちのことまで考えてつくられたものなのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

復興祈念公園、6.3ヘクタールで現在造成工事を進めております。復興祈念公園、先ほどのご質問とも絡むんですが、現在通行どめとしているY字になっていたところから、震災復興祈念公園の北側に、災害復旧として町道を整備をいたします。398号から従前Y字になっていたところ、これから災害復旧で整備いたします町道を通って、震災復興祈念公園の北側に駐車場にアクセスをしていただくという計画です。

この北側の駐車場と震災復興祈念公園の南側で、現在宮城県において整備をしております県道登米志津川線を結ぶ南北に結ぶ園路、幅員6メートルを整備いたします。これは園路でございますので、基本的にはばんばん通り抜けはできない。ただ、先ほどご質問ありましたが、有事の際ということ、お話がありましたが、当然にいろんな有事、さまざまなことが想定されると思うんですけれども、例えば汐見橋方面とかなかなか行けないという有事が起きた際は、この園路を通って川を渡らずに戸倉方面から入谷方面あるいは入谷方面から戸倉方面に抜けられると、有事の際はですね。そういうことも想定して幅員6メートルということで園路を計画をいたしております。

なので、全く一朝有事の際を想定していないのではないかというご質問であれば、そういった部分への備えも考えてこの公園を設計、整備、現在しているというものでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 有事のとき、そこがふだん閉鎖になって有事のときだけそこがあくという解釈でよろしいですか。その6メートル道路が常時使えるのではなくて、今の解釈、よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 基本的には、園路でございまして町道ではないという位置づけで整備をいたします。基本的には、災害とか有事の際と現在考えております。そのために、車どめを設計の中に入れております。

ただ、現在復興工事以下この近辺で道路工事行われております。震災復興祈念公園の完成目標なんですけれども、32年10月を全体開園の目標といたしております。約2年半先になった段階で道路の交通状況とか園路の、園内に通行するときに交通事故とかが起きないようなしっかりした対応がとれるかどうか。そこも含めて、ボラドというんですけれども、それを外

して日常的に通れるようにするかどうかについては、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの話を聞いていると、有事のとき車どめを外してそんな悠長なことをやっていますかというんです。常に、生活道路、我々は町民の生活道路も確保しなきゃないです。町民の人たちはそこに道路が見えていて、係が来て車どめを外すまでどうしますかというの。常々使われて何ぼだと思われるんですよ、公共物というのは。ここの道路にしてもそうだと思うんです。

これは町長にお伺いしますけれども、どうなんでしょうか。保呂毛のほうに行く人たちに、4番で生活道路ってありましたけれども、この辺をどのようにお考えでしょうか。町長としてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前段としてお話しさせていただきますが、有事の際とお話ししておりますが、基本的に津波等の有事の際には地域内、市街地に車は誘導しないと、これは警察で全て入れないとしておりますので、有事の際にそういった町内が車で渋滞して通れないということはないと思っております。

それから、2点目なんですけど、基本的に全く道路がないということではございませんので、保呂毛の皆さん含めて右に左に、西東か、移動することは可能だと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 町内の人たちだけではないんですよ。これから、インバウンド、観光、いろいろしなきゃない、目標を持って観光客を受け入れていく、そういった場合、町内の人たちでなくても常にここにはくると思うんですよ。そういう人たちのためにも、ぜひここは車が通れる、常に通れる、そういう環境にしておく必要があるんでないかと思われま。警察では、徒歩で、車使わないように、徒歩でといっても、事件、事故、有事のときはそれこそ頭の中ではわかっているけど、そのとおりいかないのが現状だと思われま。そうした場合はやはりこの川渡らないでこの道路整備が必要だと私は思います。

あと2年ありますけれども、ここはどうしても高校へつながる398号からこの生活道路、そういうもの先ほどお伺いしましたら鉄道の、震災前は冠水していたところが架橋がとれて高くしたから通れる、そういう道路も改良されたところもあります。そういうところを使いながら、今まであった道路、そういうものも生活道路として整備していく必要があると思う

んですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、市街地の復興部分につきましては、手元の資料あるんですが、今からちょうど4年前にマスコミ発表させていただいて、将来的な姿を皆様に広くお知らせをしてございます。その後、まちづくり協議会、その前からですけれども、都市計画審議会等でそれぞれご審議をいただき、意見をいただきながら最終的な計画を練り上げて現在工事をしているという状況でございますので、そういう意味では当然議員の皆様もこのグランドデザインを十分ご承知のこととと思っていますけれども、そういう意味ではこれまで十分な時間と機会があったものと私は感じてございます。

それから、生活道路というお話でございますけれども、道路をつくる場合、確かに2点間の距離を結ぶという意味合いと、沿道の利用ということを念頭に置いて計画を練るわけでございますけれども、既にここの土地の利用については公園ということで、それぞれ公園の入り口が2カ所、既に整備をされていると。そこであえてそれ以外の土地利用がございませんので、道路整備の必要性はかなり低いんだろとと考えてございます。

それから、生活道路と幹線道路は2つの意味合い、必要だと思うんですが、幹線につきましては国県道がございましてこれで十分賄えるだろうと。生活道路、本当に生活者がいるところ、幅員がそんなに広くなくても結構だと思うんですけれども、そういう道路であれば災害復旧等で整備する道路で十分賄えるだろうとと考えてございます。

保呂毛というお話が出ましたけれども、398号から川を渡らないで駅前に来るものが残りますし、当然そこから今まで交通の難所ございましたボックスカルバートは撤去して、かさ上げをするということをこれからやりますので、そこを通れば十分町道だけで保呂毛のほうに抜けられる、幅員も6メートルほどございますので、生活道路という面ではそれで十分でないかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 4番目の高校の、県にもこれ絡むわけですがけれども、ここで言いますけれども、高校の下の既存の道路が車1台やっと通れるんです。すると、今川沿いに保呂毛から来る県道登米線があるわけですがけれども、それで来ると川沿いに来るわけです。この志津川高校の下の現道を拡幅して、これを生活道路と結びつけて、そうすると通学路も安全に広い道路を通れる。今ぎりぎりでございます。398号から前の農協の下を通過して、この登米線に抜ければもっと便利になると思うんです。ある道路を広げていけば。ここも復旧に入るんで

ない、そうすることが復旧にもつながるんだと思うんです。この道路も被災していますから、復旧事業としてこれができないものかどうか。そうするともっとここが、398号から抜けられる道ができて使われるんじゃないかと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 復旧はあくまで被災をしたところでございまして、高校に通じる町道については路面等も被災をしていないので、災害復旧では直すことはできませんので、新たな道路事業を設定する必要があるかと考えてございます。

ただ、使い古した言葉でございませけれども、ビーバイシー、投資効果が幾らあるか、交通量がどのくらいあるか推定をしなければなりません。残念ながら、現在6メートルほど近く道路幅員がございませるので、それを7メートルにしてもそれほどの経済効果は生まないものだと考えてございませ。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 経済効果がないと言いますけれども、現に高校があつて高校がなくなると危惧されるような状況なので、せめてこの道路を整備して高校が存続できるような、そういう工夫するのも町の仕事でないでしょうか。そう思いますけれども。ここを災害で水入っていませんか、この道路。水のついていないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 水没しても、路体が残つて舗装も残っているんで災害復旧をやるものがないんですよ。何を直しますか。盛り土をするのが災害復旧ではございませんで、あくまでも災害復旧という考えで言えば、今のままで十分だと。災害の復旧事業に採択にはならないということございませるので、災害復旧事業ではできない。

それで、新たな計画を立ち上げなければならないという状況だと思うんです。やるとすれば。ただ、その場合通常の道路事業であれば投資効果を出さなきゃなりませんので、それなりの交通量がなければならないということになります。もし、2車線ということになれば、1日交通量が500台以上ないと2車線にはできませんので、果たして今あの道路が500台走るかどうか。そこの検討から多分始まるんだろうと考えられますので、なかなか事業化は難しいんだろうと考えてございませ。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、2車線つてお話がありますけれども、私は何も2車線もそういう道路じゃなく、今現在の道路は1台がぎりぎり行っています。そこを何とか高校を残すために

も通学路として広げてやってもらえないかということです。毎年、志翔学舎1,800万円投資していますけれども、町長、どうでしょうか。こういう通学路にも投資するのも、存続する意味では大きな効果だと思われそうですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 道路の拡幅といいますか、新設をするのと高校の存続の話とは全く別問題だと、私思っております。それをくっつけるというか、その話題一緒にするということが、私信じられないんです。

要は、震災前、ご承知だと思いますが、あの道路の山側のほう、旧志津川中学校側には随分住宅が立ち並んでおりました。現在はもうない状態です。したがって、先ほど建設課長言いましたように、交通量を考えた場合に震災前よりはるかに少なくなっているという現実もございますので、あえてその場所を立派にといいますか、復旧するという考えはないということでございますし、それから町の町道計画、町道をどう変えていくかということについては計画をもうつくってございます。ここの中におきましては、南三陸町内各方面においてさまざまな町道の変更といいますか、整備といいますか、そういうことが必要になってまいりますので、そういった財源というのはそういった計画に立てた路線に振り向けていくということが、正しい方向ではないかと思っております。

今、どういう思いで及川幸子議員が言っているかわかりませんが、従来から、先ほど建設課長が言いましたように、これまでも皆さん方にはこういった道路の整備のことにつきまして、お示しをしながら進めてきたわけでございますので、今ここに至って急にこの道路のことを改修しようとかという話は、どうも私は納得ができないと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現状の高校の姿、そういうものを目の当たりにしているから言うのであって、じゃあ5年も立ててその計画書出してください、議会にも。5年後の計画。そういうものも出していただきたいと思います。

これにだけ時間費やすと次のものができなくなります。次、2番に入らせてください。

災害時に必要な避難道の確保について。

震災後、本吉の小泉から石泉までの通称グリーンロードが多くの人に利用されました。3月、皿貝から払川線に通ずる道路が開通したことにより、落沢線の交通量が多くなりました。この落沢線まで津波が到来しました。到達しました。河川改修されたので、今後の津波は中在まで遡上するのでないかと危惧、心配されます。落沢線が幅員が狭く対向車とのすれ違い

が大変であり、避難所もありません。この路線の拡幅整備は、合併協議会で実施計画に載せてあると思うが、この実施計画を今後のこれからのここの計画がどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 合併協議会の項目にあるかどうかはちょっと存じませんが、その路線につきましては一昨年、ちょうど圃場整備がございまして、圃場整備をしてから用地買収、なかなかこれ相手方が納得できる話ではないので、概略設計ということで道路幅を現地にお示しをして、それを外した形で圃場整備を実施していただいております。

今後の計画でございますが、先ほど町長が申したとおり、整備計画書の中には落沢線は入れてございます。あとは、人、金、そういうタイミングを見ながら事業化に向けて進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 圃場整備とあわせてということで、圃場整備は1年前に終わっております。はい、どうぞ。（「圃場整備は当然先行していましたので」の声あり）

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。

圃場整備は既に事業化になっていまして（「議長の指名がないのにしゃべらない」の声あり）
はい。（「今ありました」の声あり）

○議長（三浦清人君） 建設課長。（「課長って言ったっちゃ」の声あり）

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。

圃場整備は既に事業化がなっていて始まっております。ただ、その内容を聞いたところ、落沢線の計画が拡幅の部分が落ちていたものですから、県に申し上げてそこを将来的な計画があるので、道路の用地として必要な部分についてはあらかじめ避けていただきたいというお願いをしております。ただ、その根拠となるものがないので、概略計画をつくらせていただきまして、その計画に合わせた形で圃場整備を実施した。用地は必要な部分は圃場整備をしないで確保してあるという状況です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その用地買収なんですけれども、現在どの程度進んでいますでしょうか。工事は用地整備が8割終われば工事ができたものとみなされるんですけれども、その用地買収の進捗状況をお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 圃場整備をする段階で所有者の方には事情をお話ししております。ただ、買収費につきましても単費対応ということではなくて、当然国の援助をいただきながらする予定でございますので、事業全体が採択しないうちは買収も行わないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 事業が採択されるために、どのような努力をなさっているのか。今言ったように、ここは非常に交通量が多くなっています。災害時にもここは大分使われた道路ですね。以前、本吉町分が50メートルほど未舗装で、そこが残っていながらも震災のときはそこを多くの人利用されております。今は、震災後完全舗装になりましてつながりました。

今言いますと、ここの皿貝国道45号線、新しい皿貝にぶつかるまでの間に落沢線だけがそういうふうにして狭い道路になっておりまして、地元の人初め、震災前から通った人たちはかなり利便性があるので、そこを多くの車が通っております。そうしたことを考えても、ぜひここは急いすべきでないかなと思われまます。

合併特例債などもあと2年ありますので、それを使いながらも県事業だと思われまます、今話を聞いたらね。県で用地買収を終われば県でやるというお話を聞いたんですけれども。その辺は、合併特例債との絡みはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路事業は町でやることになりますので、先ほど申したとおり職員の数、財源の状況を見ながら採択申請の出すタイミングを図っている状況でございますので、事業主体はあくまで町でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、私の解釈不足でした。

なら、なおさら合併特例債などもあるうちに、2年ほどあると思いますので、それらを使いながらこれらを早期実現に向けてやるべきだと思いますけれども、今は震災復興の事業で職員の人たちも多忙なときはわかります。しかし、その中でも優先順位を決めて、これらの事業を一日でも早く着手できるように努力していただきたいと思います。

次に、国道398号と国道45号線が交わって、志津川のまちづくりが形成されていますが、アクセス道が少なく利便性に欠けるのではないのでしょうか。まちづくり協議会から出された計画はほとんど実施されているのか。どの程度まち協からの変更があったのか。出されたもの

全部ができているのか。計画どおりできているのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、志津川地区の道路整備計画でございますが、まち協のかかわりでございますが、まちづくり協議会が計画案なり要望を出して、それに町が応えるという形の積み重ねで進めてきたわけではございませんで、町として志津川地区の土地区画整理事業とか志津川地区の復興工事、復興事業をやっておりますので、案をご提示申し上げてそれに対して要望をいただいて、それが可能かどうかを検討してフィードバックをしながらと、その繰り返しで進めてきたというのが考え方でございます。

ですので、今の議員のご質問に対しましてかみ合う答弁にはならないと思うんですけれども、まづもって現在通行しております国道45号、398号が大動脈でございますので、この案をご提示申し上げまして、さんさん商店街とかいわゆるへそづくり、土地利用計画といいますか、それも含めてご提示申し上げて、一定のご理解をいただいた中で進めさせていただいてまいりました。それで、現在に至っているというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） まちづくり協議会の全体ではないですけれども、一部の方のお話ですと計画変更、変更でなっていて、最初の、当時のときとはもちろん状況によって違っていく過程もあるかと思われまますけれども、その中で実現なるのは乏しいという声も聞かれます。

そうした中でもう1点なんですけれども、旭が丘団地上がり口ですか、上り口。今、複雑な構造になっております。前の398号、今の398号とそのほかに前の道路というものが並んで並行してありますけれども、そこに若干の商店の人たちがうちが何軒かあるわけなんですけれども、その辺の入り口とか道路状況が複雑に絡み合っってわかりづらいんですけれども、その辺の看板とか周知の仕方、入り口から道路に国道に入る法線なども、地元の人たちには丁寧に知らせして了解もらっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目なんですけれども、まち協の一部の方々からはというお話でございましたが、町としては当然住民の方々のご意向とか、一定のご理解なしに強引に進めるということはしておりませんで、折に触れてまちづくり協議会のそれぞれの部会等もございましたので、丁寧に町の考え方または現実的な案という形で丁寧にご説明をしてここまで来たということについては、ご理解をいただきたいというのが1点目。

2点目でございますが、大変旭が丘団地、志津川西団地の方々に対しましては、長期間道路

工事ということでご迷惑、ご不便をおかけいたしております。確かに、わかりづらいというご批判でございますが、これさもありなんと思っております。道路工事の切りかえとか迂回路の関係につきましては、旭が丘団地にお住まいの方々に対しましてまた西団地にお住まいの方々に対しまして、チラシという形で配布をさせていただいております。また、行政区長さんに対しまして、チラシだけではないのでということでご説明した上で、チラシの配布のお願いをさせていただいていたと記憶しております。

もう一つ申し上げれば、復興拠点連絡道路の西工区につきましては、現在今年度末を目標にということで、宮城県さんと調整をしながら工事を進めておりますので、大変申しわけないんですが、もう少しの間ご不便をおかけいたしますことをご理解をいただきたいと考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今年度末と、今お話しですけども、今年度末にはあそこがどのようになるのか概略だけでもお示してください。まだわかっていなければいいんですけども、わかっている範囲で。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 現在、被災した志中大橋と申しますか、それを通して中央団地から西に下ってきて被災した志中大橋を通して丁字交差点ですか、信号交差点という形で現在皆様に通行いただいております。それが、被災した志中大橋の南側に現在新しい志中大橋をかける工事をしております。後でござんいただければわかると思うんですけども、現在の地盤高よりも新しい志中大橋の高さは数メートル上がります。その新しい志中大橋のところで、十字交差点化いたすと。十字交差点となりまして、その交差点を西に上がっていくと、旭が丘のほうに上がっていく。南北を真っすぐに新しい398号が川沿いに新設をされるというものでございます。現場に行きますと、アバット橋台がもう既にできておりまして、現場に行くともう少しイメージが湧くかと思っておりますので、どうぞ後でござんいただければと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大体、3メートルぐらい上がるイメージがつかしました。終わってからの完成ではなくて、やはり計画の段階で我々にもお示しいただければありがたいと思いますので、それならずそこならず、これからの計画を示していただきたいと思っております。

それから、当町の今までの津波歴史を振り返ると四、五十年置きに地震が起きています。こ

れを考えると、また津波が危険性があります。そのことを考えて道路計画をしなければなりません。町民が安全安心で生活ができることを私たちは常に考え、そして町長はこれで自信を持って道路網整備は完全であると。今後も、今の状況で安全であると思われるのかどうか。その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、当町のいわゆる道路改良計画がございまして、順次これを進めていくということになりますので、路線名だけでも相当数の道路がございまして、そういう道路が全て完成した時点で大丈夫だというお話はできるかもしれませんが、今まさしく途中経過という状況の中で工事を進めておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 済みません。7番です。

道路問題についてはこれで終わりにしますけれども、町民が安心して暮らせる道路計画の実現に向けて努力していただきたいと思います。

続きまして、2点目です。ユネスコ世界文化遺産についてです。

1つ目。未曾有の災害の爪跡を後世に教訓として語り継ぐことが必要だと思うが、町の震災遺構に対する考えをお伺いします。

2点目。文化遺産が観光産業にもたらす影響が大きいと思うが、震災遺構を保存してユネスコ文化遺産登録を考えては。また、実現されたときの相乗効果をお伺いいたします。

3つ目。震災時、当町は全世界の皆様からご支援をいただき、復興につながっているが、この恩をどのような形で返していくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、ユネスコ世界文化遺産についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、震災遺構に対する町の考えと2点目のご質問、ユネスコ世界文化遺産登録は関連がございまして、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

町としての震災遺構に対する考えにつきましては、さきの定例会で及川幸子議員のご質問に対してお答えしたとおりでありまして、防災対策庁舎保存の是非については、次世代の担い手を中心に復興事業完了後のしかるべき時期に議論を行うこととしておりまして、現時点におきましては、ユネスコ世界文化遺産登録を検討する環境にはないものと考えてございまして

ので、仮定の話でその効果を測定するという事は困難だと思っております。

3点目のご質問、復興支援に対する恩返しについてであります。東日本大震災発災以降、本町では全国、全世界から有形、無形のご支援を頂戴しており、まさにありがたい一言では言い尽くせないほどのご支援でありました。これらのご支援に対する恩返しにつきましては、復興事業を完遂し未来へとこの町を引き継ぐことが、最大の恩返しであると考えています。また、東日本大震災から得た教訓や知見を広く伝えることは、我々の使命であるとともに、恩返しの一つでもあります。このようなことから、現在計画を進めております仮称になりますが、震災伝承館や震災復興祈念公園を最大限に活用した防災教育の実施についても強力で進めていきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま、登録はしないというご判断のようではございますけれども、まず皆さん御存じになるかわからないんですけども、県内で昨年世界農業遺産として大崎地方大崎耕土が文化遺産登録なって認定されました。農業遺産とは、今ここのところご披露いたしますけれども、世界農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密着にかかわって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関FAOが認定する制度ですということ、昨年大崎世界農業遺産として大崎耕土が遺産登録になりました。

やはり、この世界遺産になるにはそれだけの価値のあるものということなんですけれども、ここの場合、震災で町長は南三陸町の顔となり、いろいろ努力なされてきた効果が大きいと思いますね。世界的にも南三陸町が被災の町ということになったのも、佐藤町長が世界を、いや全国を駆けめぐって被災のことを語り継いでいたおかげと評価をいたします。

そうした中で、世界遺産に登録することによってすごい相乗効果があると思います。これから目指している観光産業にしてもしかり。多くの方が立ち寄ってきて、相乗効果が大きいと思われる。ここは負の遺産ということなんですけれども、日本でも広島が負の遺産として載っております。原爆ドームですね。そこが負の遺産として載っております。県内でも、去年大崎耕土がなったという中で、未来へつなぐ生きた遺産、世界農業遺産、豊穡の大地、大崎耕土が育んだ巧みな水管理と水田農業ということで、これが世界遺産となっておりますけれども、やはりこの中で大崎地域は1市4町、御存じのとおり、大崎、色麻、加美、涌谷、美里と宮城県関係団体で組織する大崎地域世界農業遺産推進協議会として申請を進められて

きたようです。

ここでは、契約講、相互扶助の組織ということで契約講、今うちのほうにも契約講がありますけれども、契約講でこの水田を支えている、耕土を支えてやってきたということと、巧みな水管理ということで温かい水、冷たい地下水でなくて温かい水を柱として水田農業が展開されてきましたということで、これが評価を受けたということになるかと思うんです。

そうした中で、震災遺構となぜしなきゃいけないかということ、やはり先ほど町長が恩返しの話をしました。未来に引き継ぐことが恩返しだと思うということを、話されました。私もそれが大事だと思うんです。そうするには、やはり世界遺産として登録すれば、この宮城県だけでなく後から続く岩手の方たち、福島の方たち、その人たちも手を挙げていただければ、ここが被災地遺跡群、遺構群になるんでないかなと思うんです。東日本大震災、福島、岩手、宮城を絡めて、そういう大きなものになっていけたら素晴らしいものでないか、後世にそれこそ伝わるんでないかなという、早道でないかなと思われるんです。そうした観点からも、32年以降ではなくてそれに向けて準備進めていくというのも、一つの手でないかと思われますけれども、そういうお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、今現在復興事業の真っ最中ということもございますので、先ほど答弁しましたように、復興事業が完了した時点で、世界遺産どうなのかということについては議論も、私は否定はしませんが、現時点として今この問題について議論する時期ではないだろうということのお考えを、述べさせていただいたところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この復興事業が終わった後というお話でしたけれども、一度にできるわけではないので、少しでも遺産登録にかかわりを持っていくという受けとめ方でよろしいでしょうか。世界遺産に向けて、すぐではないけれども考えていくというお話で受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 否定はしないということだと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 否定はしないということは、私としては前向きに捉えられていくのかなと解するものですけれども、いかがでしょうか。

- 議長（三浦清人君） 町長。
- 町長（佐藤 仁君） そこまで踏み込む時期ではないということで、受けとめていただければと思います。
- 議長（三浦清人君） 及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） 時期的なものなのでしょうか、今、そこまで深く踏み込むものではないというのは。
- 議長（三浦清人君） 町長。
- 町長（佐藤 仁君） 当然、この問題については町民議論が必要になってまいります。我々だけがということではなくて、町民の皆さん方にも広く意見を求めながらということに、手順としてはそうなっていくんだろうと思います。したがって、先ほど申しましたように、復興事業が終わってあの公園が全て完成をした後に、改めてその場所に町民の皆さん方がどうお考えになるのかということをお聞きをしながらということが、大前提になるだろうと思います。
- 議長（三浦清人君） 及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） もやもやとしたところが残りますけれども、次に。

それから、3番。

- 議長（三浦清人君） ここで暫時休憩いたします。

再開は2時15分いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時14分 再開

- 議長（三浦清人君） 再開をいたします。
- 一般質問を続行いたします。及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） 後の問題もありますから、これは世界遺産の関係はこの町にとっては遺産にすることによって大きなメリットがあると思われまます。そしてまた、きのう同僚議員からも、歌津の魚竜化石そのほかにももろもろのすばらしい観光資源になり得るものは、多く出てきました。そしてまた、歌津の田東山、それは平泉文化とすごくゆかりのある田東山でございます。そうしたことを絡めても、これからの観光資源は歌津方面を向いて光り輝いてもらいたいと思います。それにつけても、ぜひ震災遺構が世界遺産に登録になりますようにご期待申し上げておりますので、どうぞ町長が在籍中、これに向けて邁進していただきたいと

思います。

次の3点目に入ります。高速バス運行について。

1つ目、仙台圏への町民の足となっている高速バスの状況把握は。2点目、三陸道延伸により、津山もくもくランドとホテル観洋前の停留所がなくなり、戸倉方面の人たちが不便を強いられているが対策は。3つ目、今後、三陸道延伸に伴い、歌津柝沢停留所もなくなる話があるが、町の停留所が減少することについての対策はということでお伺いいたします。質問いたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のご質問、高速バス運行についてお答えをさせていただきますが、株式会社ミヤコーバスが運行する高速気仙沼線と高速南三陸線は、本年6月1日から東北道経由の運行を終了し、三陸道経由に統一して運行しております。利用状況については、ミヤコーバスが情報非開示ということになっておりますので、乗降数は把握しておりませんが、町内には歌津柝沢及びBRT志津川駅の2つの停留所が設置されておまして、今回のダイヤ改正では仙台方面行き、気仙沼方面行きがいずれも増便されるなど、三陸自動車道の延伸開業による速達性だけでなく、利便性の向上も図られているところであります。

志津川地区黒崎を經由しておりました路線が変更されたのは、三陸道志津川インターチェンジの供用開始後の平成29年3月であり、ミヤコーバスでは三陸道の延伸に伴いさんさん商店街の本設オープン等町内のにぎわいや車、人の流れが変わることに対応するため、利用状況や採算性などの面から検討し、BRT志津川駅に停車する経路変更の決定をしたとの説明を受けているところであります。

今後の高速バス運行については、町内設置の停留所に影響する路線の変更など、ご質問のような廃止といたしますか、なくなるという質問の内容でございますが、この件につきましてミヤコーバスに照会をいたしました。平成30年5月31日現在でそのような予定はないということの回答をいただいております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、1点目の仙台圏への町民の足となっている高速バス。今、非常に仙台のお医者さん、学校、そういう人たちに便利に使われております。ただいまのご答弁にもありましたように、6月から2便がふえております。これは非常にありがたいことであります。

できれば、この2便、仙台空港から直通便で南三陸、気仙沼と入ってもらいと非常に観光誘

致に役立つのかなと思われます。今、関西のほうから飛行機で直接やってきてくれる方たちもいます。そうしたときを考えると、やはり空港から直接入ってもらいと、今後これから来る人たちは非常に便利となってくると思いますね。格安飛行機も飛び交っているので、その分を2便分は仙台空港から気仙沼行きが出ると、この辺、南三陸町にも気仙沼にも大いに集客につながるんでないかと考えておりますけれども、この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、仙台空港から直接入ってくるということについては、人を呼び込むという観点では有効な手だてだろうと思います。現実には、今仙台空港から走っているバスがございます。それが果たしてミヤコーバスさんが、当町のバスを仙台空港まで行けるかどうかということについては確認しないと、なかなかここで答弁はできないということですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ミヤコーさんについては、ルート変更のことで我々数名の議員でもお願いに行ってきました。ぜひ、こういったことも町からもお願いすれば、ミヤコーさんも何らかの形で協力はできるものをご推察いたしますので、ぜひこの辺力を入れて、町長からもPRしていただけるとありがたいと思ひますので、要望などもお願いしませう。

三陸道が出ましたね。やはり、車で来る人たちばかりでないんです。家族、少人数で来る人たちが多いもので、以前と違って格安飛行機も飛んでおりますので遠くから、北海道、九州からでも飛行機を使う利用客のほうが多くなっていると思ひます。今後ともそういう利用客が多くなると思ひますので、ぜひこれは町として取り組んでいただきたいと思ひます。

それから、三陸道の延伸に伴う停留所の、5月までは停留所はそのままでいくという話のようですけれども、これが今歌津で、三陸道が歌津でとまっているからそれが続行しているんですけれども、歌津から本吉までは三陸道が開通するのが遅いんですけれども、気仙沼までつながっていくとなると利便性を求めて早く行くためには1市、1つの町で1カ所の停留所になるということをお話されていますので、そうすると道路が延伸することによって、必然的に今ある歌津の停留所もなくなる可能性がありますよということはお聞かされております。

そうした先のことを考えると、やはり仙台直通汽車がないので、仙台直行便を使っている人たちが不便を来します。今、大きな病院は仙台に行っておりますね。そうすると、これがなくなると1泊して仙台の病院に通わなきゃないという現実なものが起きてきます。それについても、5月では停留所がなくならないと言ひますけれども、今後なくなる可能性としては

十分あると危機感を持たなきゃいけないと思います。そうしたことのときのことを考えて、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該のバス会社、ミヤコーさんに問い合わせして、先ほど言いましたように現時点としてそういった廃止をするという考えはないというお答えはいただいておりますので、後々の仮定の話になかなかここで明確に私からお答えするわけにはまいりませんので、そこはひとつお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 三陸道延伸によりまして、車乗る人が非常に恩恵が受けますから、ありがたいことです。震災後、特にそうなんですけれども、片ややはり弱者の人たち、足のない人たちは仙台の病院に行くのに大変苦慮して、1日ばかりで朝行って夕方、今の時点ですと行き来できます。私たちも10年後には車乗れるかどうか、なるかわからないんですけれども、そうした中でやはり仙台に行かなきゃないとすると、そういうバスが行けなくなったりとすると、やはり不安というか、心配が出てくるので、健康で長生きするという健康寿命がなかなか延びていかない、そういうことにもつながりますので、ぜひこの辺の長距離バスがなくなることについては、真剣に取り組んでいかなきゃならない問題でないかと思われまますので、汽車がない分、今BRTも接続が悪くて乗る人が少なくなっております。

先ほどの中で石巻、前議員が海の全国大会ですか、そういうものを話してくれましたけれども、石巻、やはり石巻にBRTを向けていくという方向も、鉄路がないんであればそういう方法も今後とも考えていかなきゃいけないことだと思われまますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） BRTが運行するという際に、さまざまな議論がございました。その中で1つ提案があったのが、前谷地まで専用道で行くというお話もありましたが、なかなかこれも豊里地域の皆さんにとってはそれは受け入れがたいみたいなお話とか、さまざまありましたが、利用しやすいという観点でお話をすれば多分前谷地あるいは石巻とか入ったほうが利用する方々にとっては利用しやすいだろうと、私は思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、BRTは前谷地まではBRTバスが行っていますけれども、それを今後法線を変えてBRTにお願い、石巻に向けてのお願いというものを今後やっていけるの

かどうなのか。可能なかどうか。お伺いたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 石巻まで向けるということになりますと、いずれBRTはJRの路線でございます。JR気仙沼線という路線でございますので、そこはなかなか直行して石巻にという、国道を走っていくという部分についてはなかなか現時点では難しいのではないかと考えています。特に、柳津からこの4月には専用道で戸倉まで、約12キロの専用道が開通します。そういうことを踏まえますと、速達性をあるいは利便性を考慮して従来の気仙沼線に一日も早く近づけるといったのが、今のJRの取り組みの内容でございますので、石巻というのはなかなか直通で行くのは難しいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 直行バスとも関連があるのでお伺いしますけれども、今言ったようにBRTバスですか、それが今までの路線に行くのであれば、また乗らないお客さんがふえてくる。なぜかという、仙台の直通の鉄路があったときは、直通だから指定席とってまで満杯になって行っていたんです。それが乗りかえていくとなると、やはりそこにたどり着くのに時間がかかるから、乗らないという悪循環なことが出てくるかと思うんです。

なぜ、宮城交通の今の仙台直通が乗られるかという、仙台に直接行けるからなんですよ。できれば、そっちがJRなので難しいのであれば、今走っている宮城交通さんをお願いして高速バス、高速バスも利便性、直通だから乗る人たちが多くいんですけども、停留所をふやしてもらって石巻経由にしてもらおうと、もっと利用者がふえるのでないかなと。5便も6便も走っているので、そういう考えはいかがなものかなと。提案していくのね。もちろん、宮城交通は民間だから、民間にお願いしなきゃいけないことなんですけれども、そういうことをお願いする考えがあるかどうか。なるかならないかは別にして、そういう工夫というものも必要でないかなと思われますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最終的にはミヤコーバスが考える問題だと思いますし、判断もそちらで企業として判断するものと思います。あくまでも、営業行為であるということで、一定の乗降客数を見込めるというならばそういったこともあるのかなと思いますが、残念ながら、これくらいの乗降、希望があると、毎日これくらい石巻に向かう人が、使う人がいるといった基礎的なデータも当町では持ち合わせておりませんので、今軽々にそういったお話をミヤコーバスに持ち込むということは考えてはおりません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、若い人たち、ここにはさんさん商店街が大きな商店街となっておりますけれども、このかわいには映画館もないんです、やはりね。石巻に行けば映画も見られる。若い人たちが魅力ある町ということだと、やはりそういう観点から行くと映画館もない町なので、せめてそういう映画館のあるところに行きたいと思うのが、若い人たちの考えでないかなと思われるんです。そして、中で登米市にもない。そういうことを考えると、そういうところに行ける交通網をつくって環境をつくるのも行政の仕事かなと思われるので、その辺を理解していただいて、今後ミヤコーなりBRTに相談を投げかけていくのもありかなと思われるんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 若い方々、交通弱者の方々が映画を鑑賞するためにという一例もありましたけれども、私も青春時代はやはり映画館というのは一つ魅力もありましたし、陸前高田まで気仙沼線であるいはその上の路線に乗って見に行ったこともあります。まずはご指摘、どういう話で出てきたかわかりませんが、質問の3項目めに歌津柊沢の停留所がなくなるというお話を聞いたのも、今回実は初めてでございます。町とすれば、まずは現行の停留所を確保するほうに力を注いでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 関連があるので、そちらまで行きましたけれども、危機感を持っているんです。柊沢停留所が、三陸道が延伸していくと1つの町に1カ所ということで、戸倉もくもくが停留所がなくなって志津川の駅ができたということで、今の企画課長も御存じかと思われるんですが、そういうわけでもくもくと観洋前がなくなったということで、そうすると、行くと1つの町に1つということを考えると、志津川のBRTの駅と直通バスの駅、ミヤコーバスが同じところになっていますので、そこが駅となると歌津も三陸道が延伸していくとなくなりますよということは聞いております。

そうなると、幸いにして本吉、三陸道が歌津から次は港、港から本吉までの間は1年ぐらいおくれるようなんですけれども、そこまで行かないうちは歌津柊沢停留所、そして次は大谷となっていくわけですが、そうすると、大谷も今は大谷から気仙沼までが開通しています。そこまでの大谷までの三陸道もできてくると、大谷もなくなるのかなという心配があります。気仙沼1カ所となると。そういうことも、この町だけの問題でなく、そちらの人たちの心配もあるわけですが、その辺は今後とも町民の足となっているものがなくな

る非常に厳しいものがありますので、アンテナを高くして今はことしはいいにしても、そういうことをしょっちゅうミヤコーさんに連絡をとって、残しておく方向で努力していただきたいと思うんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1自治体1駅というお話のようですけれども、逆でそれで今の路線が確保、乗降客数が確保できて路線として維持できるかどうかは定かではありませんが、いずれ三陸道がフルにオープンしたときに、気仙沼仙台直行便とかいろんなタイプの形のものが出てくるかと思います。ただ、ある程度沿線沿いで乗降客を拾っていかないと料金に反映はされてきませんので、ある程度はそういった路線は確保されるものと思っておりますし、逆にそういうふうに確保できるように町としても取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最後になりますけれどもBRTから宮城交通さんが委託されているようなんですけれども、BRTの本数とミヤコーバスの絡み、その辺の状況、仙台直通バスは、JRから委託されて今の事業やっているようなんですけれども、復興後に委託されているこの事業がこれからも続くのか。あと2年で終わりになるのか。その辺の見通しはわかっている範囲でお願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今のミヤコーバスと仙台の直通便につきましては、これまで4往復、6月1日から6往復に便数がふえたということでございます。BRTは片道20本、往復で合わせますと40本という非常に細かなダイヤで運行していただいております。JRさんはBRTをミヤコーさんに委託はしていますが、それが復興期間との関連がどうのこうのという問題ではなくて、あくまでもJR直営で運行できるかどうかということで第三者に委託しているということでございますので、復興期間がどうのこうのということではないかと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川議員、画面に映らなくなりましたので、よろしゅうございますか。

○7番（及川幸子君） まだ3分あります。

○議長（三浦清人君） いいですか。及川幸子議員。

○7番（及川幸子君） ただ、JRも復興予算が入ってそれでミヤコーに委託しているということを聞きますけれども、それが復興期間終わっても続くものなのかどうか、私的には復興予算使っているから、BRTが、それが終わるとどうなるのか。その後が心配なんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

- 議長（三浦清人君） 町長。
- 町長（佐藤 仁君） 復興とこのBRTの関係はまた別問題でございますので、復興期間が過ぎててもJR気仙沼線は運行されると考えて結構だと思います。
- 議長（三浦清人君） 及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） BRTはそうなんですけれども、今仙台直通便がJRから委託されて、JRが高速バスが宮城交通が単独でやっているものではなくて宮城バスが、仙台直通便が今後どの程度この事業をずっと継続して、もちろんBRTはわかりますよ、JRでやっているから、鉄路がない分BRTになったんだから。ですから、仙台直行便のバスがずっと継続してなっていくものかどうかということです。
- 議長（三浦清人君） 企画課長。
- 企画課長（及川 明君） 今の高速バスにつきましては、運行事業所、事業者はミヤコーバスです。JRから委託されているものではございません。一営業路線として運行しているものと思いますので、乗降客がある程度確保できているようであれば、今のまま運行されるものと思っております。
- 議長（三浦清人君） 及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） そこが、私との誤差があるわけですけれども、私は宮城交通がこの事業するのに単独で宮城交通が直営バス、直行便を出しているのではなくて、宮城交通がJRから委託されていると私は思うんです。そういう中で。（「違いますで……」の声あり）いいですよ、そうでなければそうでない、それで。私はJRから宮城交通が委託して今の直行便をやっている、そして復興期間中は国からそれをもって運行していると、国の補助がなくなればあとどうなるんでしょうかということを知ったかっただけなんですけれども、違うというなら違うでいいです。今後。
- 議長（三浦清人君） 町長。
- 町長（佐藤 仁君） 違うというよりも、全く誤解です。そういうことはございませんので。
- 議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。
- これで、一般質問を終了いたします。

日程第3 陳情2の1 災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被災者医療等
一部負担金免除の継続、復活を求める陳情書

- 議長（三浦清人君） 日程第3、陳情2の1災害公営住宅（復興公営住宅）家賃軽減並びに被

災者医療等一部負担金免除の継続、復活を求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、東日本大震災対策特別委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番山内昇一君。

15番（山内昇一君） ただいま、局長をして。

○議長（三浦清人君） マイク。

15番（山内昇一君） ただいま、局長をしてご説明あったとおりでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情2の1を採決いたします。本陳情に対する委員長報告は、災害公営住宅家賃軽減に係る項目についてのみ採択とする一部採択とすべきものです。

本陳情は委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情2の1は一部採択とすることに決定しました。

日程第4 陳情4の1 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第4、陳情4の1臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。

陳情4の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、陳情4の1については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。（「賛成です」の声あり）

最初に反対の発言を許します。反対討論の発言を許します。

なければ、賛成の討論を許します。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。これに、私は実は常に臓器提供のカードを持っているんです。なぜかという、どこで事故に遭うか、どこで亡くなるかわからないんですけども、家族には一応こういうカードを持っているので、亡くなったらこの臓器を提供しますからということなので、家族に言っております。と言っても、家族は誰そんなと言われますけれども、（「討論、ちゃんと討論なさい」の声あり）

○議長（三浦清人君） 今、発言中ですから。どうぞ続けてください。

○7番（及川幸子君） やはり、家族であってもそれが納得できない人もいるわけです。家族ですらそうですから、やはり多くの国民の人に自分が亡くなった後の命も、臓器提供でその人が今助かる、1人の人が助かるという、自分が亡くなっても自分の臓器が誰かのために中に入って助けられる、そういう気持ちを常に持っております。そのぐらい、私は持っておりますけれども、一般の人たちはそれを受け入れないでいる人たちが多くいると思うんです。そういうことからしても、やはり町民に訴えていくことが必要でなかろうかなと、臓器移植の問題提起ですね。そういうことが大事なことなので、賛成いたします。皆さんのご同意をよろしく願いたします。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより陳情4の1を採決いたします。

本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決定しました。

日程第5 議案第82号 南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1にすることについて

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第82号南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1にすることについてを議題いたします。

職員に陳情を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてご説明申し上げます。

本案は、本町の農業委員会の委員に占める認定農業者等の割合について少なくとも4分の1としたいため、農業委員会等に関する法律施行規則に基づき議会の同意を求めるものであります。細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについての説明をいたします。

申しわけございませんが、本日お配りいたしましたお手元の議案第82号関係参考資料を見ていただきたいと思います。

まず、前提と今までの経緯、流れにつきまして前段でお話ししたいと思います。新しい農業委員会制度につきましては現在平成28年4月1日より施行されておりますけれども、当町の農業委員会委員につきましては、旧法に基づいた経過措置といたしまして、来月19日まで任期があるというところでございます。箱に囲まれた太字の位置、農業委員会制度、箱に囲まれた（1）から（3）これが大きな改正点でございます。ここまで、昨年12月定例会で説明して定数条例9名ということで、可決をいただいているという経過でございます。

その後、年明けに町が農業委員会の公募を行いました。その結果、12名の応募がございました。町では、農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたしまして、9名の次期農業委員候補者の選定を進めたところでございます。応募の12名時点、あとは選定した9名の時点、いずれも9名の内訳につきましては認定農業者が1名、認定農業者に準ずる者が2名という内

訳でした。

済みませんが、再び新しい農業委員会制度の箱の中の（２）農業委員の選出方法の変更の②を見ていただきたいんですけども、ここに農業委員の過半は原則として認定農業者でなければならないという規定がございます。これの根拠規定が、太字２番の農業委員会等に関する法律の抜粋第８条第５項のアンダーラインが引いてある部分が根拠法令でございます。

今回、議会に上程いたしました部分ですけども、まず今お話ししたように、認定農業者１名プラスその認定農業者に準ずる者２名を足して３名ということで、過半に達しておりませんので、今回上程いたします条文が太字３番の農業委員会等に関する法律施行規則第２条第２項の部分でございます。この部分に関しましては、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者を農業委員の少なくとも４分の１とすることについて、農業委員会等に関する法律第８条第５項ただし書き及び今お話ししました法律施行令施行規則の第２条第２項の規定に基づいて、議会の同意をいただきたいというところでございます。なお、認定農業者の要件、また認定農業者に準ずる者の要件というのが一番下に書いてあります米印でございます。

次ページを見ていただきたいんですけども、先ほど来お話ししております認定農業者等に準ずる者という部分が、イからヌまでのものがございます。先ほどお話しいたしました今回応募または選定された農業委員に準ずる者という内訳の２名に関しましては、１名は口の認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に関する当該認定農業者の親族が１名、もう１名はへの農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者という規定の１名という内訳になっているというところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。５番後藤伸太郎君。

５番（後藤伸太郎君） 端的に伺います。今回は、４分の１でお願いしますということですが、今後２分の１に近づけていくという努力はするおつもりがあるのか伺います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 原則過半が認定農業者という規定ということでございますので、当然今後に関しましては、過半が認定農業者であるという部分を目指すということは間違いございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。７番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このことによって、従来の農業問題、今農地が減っている中、これで農業者がふえる要素があるのか、町にとって今後とも農業する人たちが拡大していくためにやる制度だと思われまふけれども、その辺はどのようなお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の改正によって、農業者がふえるまたは農業が行いやすい環境になるかというご質問かと思うんですけれども、新しい制度の（1）の農業委員会事務の重点化という部分を見ていただきたいんですけれども、今般の改正によりまして農業委員会の業務、今まで農地等の利用の最適化の推進、要は耕作放棄地及び農地の集積という部分に関しては任意事務だったところですが、これが必須事務になったということ、あとは（3）にございます農地利用最適化推進委員の新設ということで各地区、歌津、志津川、戸倉、入谷、各地区1名にこの最適化推進委員が配置されるという部分の中で、より農地の流動化が進むことを目的としているという部分の中で、直接農業者がふえるかという回答に関しましては、それはもしかすると違うんですけれども、そういった農地の流動化または新規参入という部分がやりやすくなるという効果はあるのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時03分 延会